

# 令和7年度天童市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業

## ● 制度の趣旨

本市では、物価高騰の影響下においても障害福祉サービス等の安定的な提供を継続している事業所を積極的に支援するため、「天童市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付事業」を創設し、事業所等を支えるための支援金を交付します。

※ 当該支援事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しています。

## ● 支援対象者

- (1) 支援金の申請時点で、山形県知事から事業者の指定を受けて、市内で事業を提供した実績があること。
- (2) 支援金の申請時点で事業を継続していること。
- (3) 令和6年度の法人市民税に滞納がないこと。

※介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的行っている場合で、令和7年度天童市高齢者施設等物価高騰対策支援金の交付を受ける場合は、対象外となります。

## ● 申請について

次の書類一式を担当までお送りください。

- (1) 令和7年度天童市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金申請書（兼）請求書 ※記入・押印が必要です。
- (2) 通帳の振込先が分かる①表紙と②1～2ページ見開き部分の写し
- (3) 申請内容内訳書（別紙）

## ● 申請受付期間

令和8年1月21日（水）～令和8年2月27日（金）

## ● お問い合わせ・申請書類の提出先

〒994-8510 天童市老野森1-1-1

天童市 健康福祉部社会福祉課 障がい支援係（天童市役所1階 7番窓口）

TEL 023-654-1111（内線765） FAX 023-654-2482

E-mail kourei@city.tendo.yamagata.jp

## ● 対象施設等及び支援金額

区分	対象施設等	金額
区分 1	共同生活援助事業所	一律 150,000円
区分 2	生活介護事業所 短期入所事業所（単独型に限る。） 自立訓練事業所（機能訓練） 就労移行支援事業所 就労選択支援事業所 就労継続支援A型事業所 就労継続支援B型事業所 児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。） 放課後等デイサービス事業所	一律 75,000円
区分 3	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 就労定着支援事業所 地域移行支援事業所 地域定着支援事業所 計画相談支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所	一律 50,000円

## ● その他

- (1) 申請は、事業所を運営する法人の代表が、全ての事業所分を一括して申請してください。
- (2) 支援金の交付は、一の対象施設等につき1回限りです。
- (3) 振込先口座の名義が申請者と異なる場合は、交付金の受領に関する権限を委任する旨を記載した委任状が必要ですので、お問い合わせください。
- (4) 多機能型事業所の場合、指定を受けているサービス毎に支援金を交付します。
- (5) 主たる事業所と従たる事業所がある場合でも一の対象施設等となります。